

前 橋 バ ン ビ

会員規約

第1条 名称・所在地

本クラブは「前橋バンビ」と称する。所在地は群馬県前橋市朝倉町3-10-13とする。

第2条 目的

本クラブは、スポーツを通じて青少年の健全な育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

ミッション

「仲間とつながり、スポーツを通じて共に成長し、笑顔が広がるクラブ」

ビジョン

「誰もが参加しやすいプログラムを提供する」

「協力し合い、支え合うクラブ文化を作る」

「小さな成功を喜び合い、ほめて伸ばす指導者を育成する」

第3条 活動内容

「笑顔でラリー、楽しさが未来へスマッシュ！」

指導者、中高生、小学生が一体となってバドミントンに取り組み、心身ともに成長する場を提供する。

「みんなで挑戦、ワクワク体験！一緒に好きなことを見つけよう！」

みんなで楽しく軽スポーツ、eスポーツや創作活動に取り組み、「仲間と協力すること」の大切さを学びながら、「自分の好きなこと」や「もっとやりたいこと」を探す場を提供する。

「スポーツを通じた健康促進と絆づくり」

子どもから高齢者まで、多世代が一緒に成長できるクラブを目指し、新しいプログラムを進めていく。

*上記の活動以外に、体験会・交流会等（会員・祖父母、父母、兄弟姉妹・クラブ卒業生等）のイベントを開催する。

第4条 役員

本クラブには、責任者となる代表に加え、5名の役員を置くものとする。

役員の役割分担は、クラブの運営状況に応じて柔軟に決定する。

役員は、規約の改定、事業計画、事業運営、役員の選任等のクラブの重要案件について協議する。

任期は1年とし、再任は妨げない。

第5条 会員

会員は、クラブの趣旨に賛同し、入会手続きを完了した小学生、中学生および高校生とする。

また、クラブ活動に参加する祖父母世代については、準会員として、無理のない範囲で活動に関わることができる。

第6条 入会手続き

会員として入会を希望する者は、所定の「入会申込書」に入会金（諸団体登録費・スポーツ安全保険費等）を添えて提出し、クラブ代表の承認を得る。

第7条 会費

会 費	3,000 円/月
家族割	2,000 円/月（兄弟姉妹が在籍している場合に二人目から）

* 会費は当月末までに現金で納入する。

* 会費・参加費が変更になる場合は、事前にクラブから通知する。

第8条 退会・会員資格の喪失

退会を希望する場合は、保護者が直接クラブマネージャーへ申し出たのちに、「退会届」を提出する。

滞納が続いた場合、会員資格を喪失する可能性がある。

他の会員の活動に支障をきたす行為を繰り返した場合、会員資格を喪失する可能性がある。

第9条 活動スケジュール

活動は原則として日曜日午前中に実施する。ただし、活動日・会場等の詳細はクラブが別途通知する。

第10条 総会

総会は、毎年1回、5月中に開催することを原則とし、代表が3週間前までに開催日を通知する。

次の事項を決議、又は承認する。

- ・事業報告・決算に関すること
- ・事業計画・予算に関すること
- ・役員の選出に関すること
- ・規約の改正に関すること
- ・本クラブに関して重要な事項。
- ・総会には、会員または会員の保護者が出席する

第11条 ケガ・故障

「スポーツ安全保険」に加入する。（自己負担）

ケガ・故障については、クラブとして可能な限りの対応を行なうが、最終的には自己責任とする。

第12条 安全管理

会員が守るべきルールを指導し、出来る限り安全管理に取り組む。

万一の事故が発生した場合には、迅速に対応する。

第13条 個人情報の取り扱い

取得した情報は、第三者に提供しません。

会員および保護者の個人情報は、クラブ運営に必要な範囲でのみ使用する。

活動中に撮影した写真・動画は、クラブ活動の記録・広報のために使用することがある。

第14条 その他

本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は役員会で定める。

（附則）本規約は令和7年4月1日より施行する。